

通告書

本月二十六日附性以會社職工全員に對し會社の本旨を諒解せしむるを望む旨の通知書を發送せし事を以て諸君は之を熟讀せられたることと思ふに當之に非拘はるべき取らざるものあらは會社に遺憾なからず斷然たる處置を取らねばならぬ就ては來二十九日に出勤就業せざるものは之を解雇す念の爲めに之を通告す

大正九年三月二十七日

日本鑛鋼株式會社

啟

此の通知は、然るに解雇せられたる諸君は、會社の本旨を諒解せしむるを望む旨の通知書を發送せし事を以て諸君は之を熟讀せられたることと思ふに當之に非拘はるべき取らざるものあらは會社に遺憾なからず斷然たる處置を取らねばならぬ就ては來二十九日に出勤就業せざるものは之を解雇す念の爲めに之を通告す

